

獣医療広告制限に関する都道府県からの要望

1 都道府県からの要望について

毎年、都道府県向けに開催している家畜衛生主任者ブロック会議や獣医事講習会において、国に対する要望事項を聞き取っているところ。平成20年度から、前者は令和4年度まで、後者は令和3年度までに、2に示す要望が挙げられている。

2 広告制限見直しにかかる主な意見等

○ 広告制限等の緩和希望

- ・ 近年、動物病院の開設が急増し、獣医療を取り巻く環境が急変している。
- ・ インターネット等情報源の多様化が著しく、これに伴って飼育者の知識も向上し、獣医療に対する要望も多様化している。飼育者が獣医療をより適切に選択できるよう現在の広告制限の妥当性について関係者の意見を聴き、正式に議論する機会を設けるべきではないか。
- ・ 獣医療広告ガイドラインが平成26年に最終改正されてから、更新されていない。

○ 技能・療法、経歴に関すること

- ・ 「ノミ・ダニの駆除」についても、犬猫の通常の健康管理や予防医療として広く行われ定着している現状から、広告制限の特例に該当させてもよいのではないか。
- ・ 動物愛護管理法改正によるマイクロチップ装着義務づけを踏まえ、広告が装着促進の一助になると考える。広告制限の特例に、マイクロチップの装着を追加することを希望。
- ・ 獣医療の向上につながると考えられるため、認定医や専門医についても人医療では一般的に広告を認められているので、検討していただきたい。

○ 費用広告に関すること

- ・ 特に診療費用については、受診を判断する重要な事項であり、これを問い合わせる又は直接診療施設に赴かねばわからない現状は、消費者にとって不利益であり、昨今の消費者ファーストの流れからかけ離れている。
- ・ ホームページで料金広告がなされている現状で、料金を広告することが「消

費者が被害を受けるような事態を発生させる」とは考えづらい。また、インターネット環境を持たない消費者には、料金について比較検討する機会が与えられていない。

- ・ 費用広告は、不当な価格競争が適切な獣医療提供に支障を来す観点から制限されているが、診療費用に関する苦情の多くは、費用が不明なまま、高額な請求をうけた事を原因とするものが多いのが実情である。